

第13回加東市新型コロナウイルス感染症対策本部会議の概要（9月24日）

内容： 新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針の改定及び兵庫県内の感染状況が、感染増加期から感染警戒期に移行したことにより、この状況が続くことを前提として、市の施設の利用制限を緩和することを決定しました。

なお、引き続き感染拡大防止措置については、県対処方針やガイドラインをもとに継続して行います。

- ① 連休明けの2週間後の10月7日時点において、兵庫県が感染拡大期に移行していないことを条件に、10月10日から各施設の利用制限の緩和を行う。

ただし、感染状況等の変化により、使用を中止する場合がある。

- ② 生涯学習施設（公民館等）・社会体育施設（体育館、グラウンド等）・南山活性化施設 ミナクル・窪田隣保館等は、10月10日以降、利用可能者制限（市内在住者等）を解除し、利用者数の制限は兵庫県対処方針の規定に準じ緩和。

滝野総合公園体育館スカイピアのトレーニングルームの入場制限は継続。

- ③ 図書館

10月10日以降、一部利用制限（学習スペースの席数を減らして利用）を緩和。

- ④ 指定管理施設

温浴施設（滝野温泉ぼかぼ・東条福祉センターとどろき荘）は、10月10日以降、入場制限を解除する。（検温は従来どおり継続）滝野温泉ぼかぼの時間短縮（11時から21時まで）で営業は継続。

文化会館は、10月10日以降、兵庫県対処方針に基づき、制限を緩和し、イベントを開催。

福祉センターは、10月10日以降、利用可能者制限（市内在住者等）を解除し、利用者数の制限は兵庫県対処方針の規定に準じ緩和。（生涯学習施設等と同様）

アควア東条、やしろ鴨川の郷は、通常時間（9時30分から17時30分まで）で開館。

（検温は継続）

- ⑤ 児童館

10月10日以降、利用可能者制限を解除する。時間短縮（9時30分から16時まで）

は継続。

以上のとおり決定しました。